



報道発表資料の配付日時 2月25日(金) 15時00分

発表項目 (行事名)	令和3年度 第3回 北海道ヒグマ保護管理検討会の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>北海道のヒグマ管理を適正に推進するため、学識経験者等の専門的かつ科学的な見地からの意見を伺うため、次のとおり令和3年度第3回北海道ヒグマ保護管理検討会を開催します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 日時 令和4年(2022年)3月7日(月)9:30～11:30(予定)</p> <p>2 場所 かでの2・7 10階 1070会議室 (札幌市中央区北2条西7丁目)</p> <p>3 出席者 (1) 構成員 学識経験者等 (2) 意見聴取者 北海道立総合研究機構 (3) 関係機関 環境省北海道地方環境事務所 林野庁北海道森林管理局 札幌市環境局 北海道水産林務部及び農政部 ※ 事務局 環境生活部環境局自然環境課 自然環境担当局長 出席予定</p> <p>4 内容 (1) 北海道ヒグマ管理計画について (2) 令和4年度以降の対応方向性について (3) その他</p> <p>5 その他 新型コロナウイルス感染症への対策のため、傍聴は5名までとさせていただきます。 ※ 傍聴の申込みについては、自然環境課HPに掲載しています。 (<a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/higuma/kentoukai.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/higuma/kentoukai.html</a>)</p> <p>【添付資料】 北海道ヒグマ保護管理検討会設置要綱</p>		
参考			

報道(取材)に当たってのお願い	<p>新型コロナウイルス感染予防のため、マスク着用をお願いします。 3密回避のため、来場にあたっては必要最低限の人数でお越し願います。 取材に当たって事前の申し込みは不要です。 なお、新型コロナウイルス感染症の状況により、開催方法を変更する場合は改めてお知らせします。</p>
他のクラブとの関係	<p>同時配付(場所) 同時レク</p>

担当 (連絡先)	<p>環境生活部環境局自然環境課(担当者:課長補佐 武田 忠義) TEL ダイヤルイン 011-204-5205 内線 24-384</p>
-------------	--

## 北海道ヒグマ保護管理検討会設置要綱

### (目的)

第1条 北海道ヒグマ保護管理検討会(以下「検討会」という。)は、北海道ヒグマ管理計画を適正に推進するため、学識経験者等を参集し、ヒグマの生息状況や道が実施する施策について、専門的かつ科学的な知見からの評価やその意見等を聴取することにより、道のヒグマ対策に反映させることを目的とする。

### (所掌事務)

第2条 検討会は、次のことについて検討・協議する。

- (1) 北海道ヒグマ管理計画の策定及び推進に関すること
- (2) 各種調査・モニタリング等の手法及び評価に関すること
- (3) その他、ヒグマの適正な保護管理の推進に関すること

### (構成)

第3条 検討会の構成員は、学識経験者等の中から北海道環境生活部長が選定する。

- 2 構成員の任期は2年以内とする。ただし、構成員が欠けた場合における補欠の構成員の任期は前任者の残任期間とする。
- 3 構成員は再任することができる。

### (運営)

第4条 検討会は、必要に応じて北海道環境生活部長が招集し、主催する。

- 2 検討会に座長及び座長代理を置き、構成員が互選する。
- 3 座長は、検討会の議事進行を図る。また、座長代理は座長が不在の場合、その職務を代行する。
- 4 北海道環境生活部長は、必要と認める場合、構成員以外の意見等を求めることができる。

### (設置期限)

第5条 検討会は、平成26年4月1日から起算して2年を経過するごとに、社会経済情勢の変化や開催実績等を勘案し、検討会の常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### (その他)

第6条

- 1 検討会の事務は、環境生活部環境局自然環境課において行う。
- 2 この要綱に定めるもののほか、検討会に関して必要な事項は別に定める。

### 附則

この要綱は、平成24年12月25日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成26年12月12日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成30年2月13日から施行する。

### 附則

この要綱は、令和2年10月20日から施行する。

北海道ヒグマ保護管理検討会構成員名簿

氏 名	所 属
権 晃 一	国立大学法人東京農工大学名誉教授 農学府農学部産学官連携研究員 兵庫県森林動物研究センター 所長
佐 藤 馨 和	酪農学園大学農食環境学群環境共生学類野生動物生態学研究室 教授
釣 貴 一 二 三	地方独立行政法人北海道立総合研究機構 エネルギー・環境・地質研究所 自然環境部生物多様性保全グループ 研究主幹
松 田 裕 之	国立大学法人横浜国立大学大学院 環境情報研究院 教授
早 稲 田 宏 一	特定非営利活動法人 EnVision 環境事務所 研究員
中 西 将 尚	公益財団法人知床財団羅臼地区事業部長
山 村 晃 司	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構農業環境研究部門 土壤環境管理研究領域農業環境情報グループ 専門員